

看護師の皆さんが安心して派遣で働くために

『2023年度分（2024年申告） 派遣看護師の年末調整・確定申告』

2023年11月20日

日本派遣看護師協会

目次

- 1 年末調整・確定申告とは？
- 2 年末調整の流れ
- 3 派遣で働いていても確定申告が必要なの？
- 4 確定申告のスケジュール
- 5 確定申告の流れ

1. 年末調整・確定申告とは？

年末調整・確定申告は、1年間の納税額を確定させる重要な業務です。派遣で働く皆さまも必要となりますのでここでは詳しく解説していきたいと思います。

とくに令和5年度（2023年）の年末調整は、資料に一部変更があるため正しく理解しておきましょう。ここでは、最新版の年末調整の手続きと提出資料について解説します。

年末調整とは？

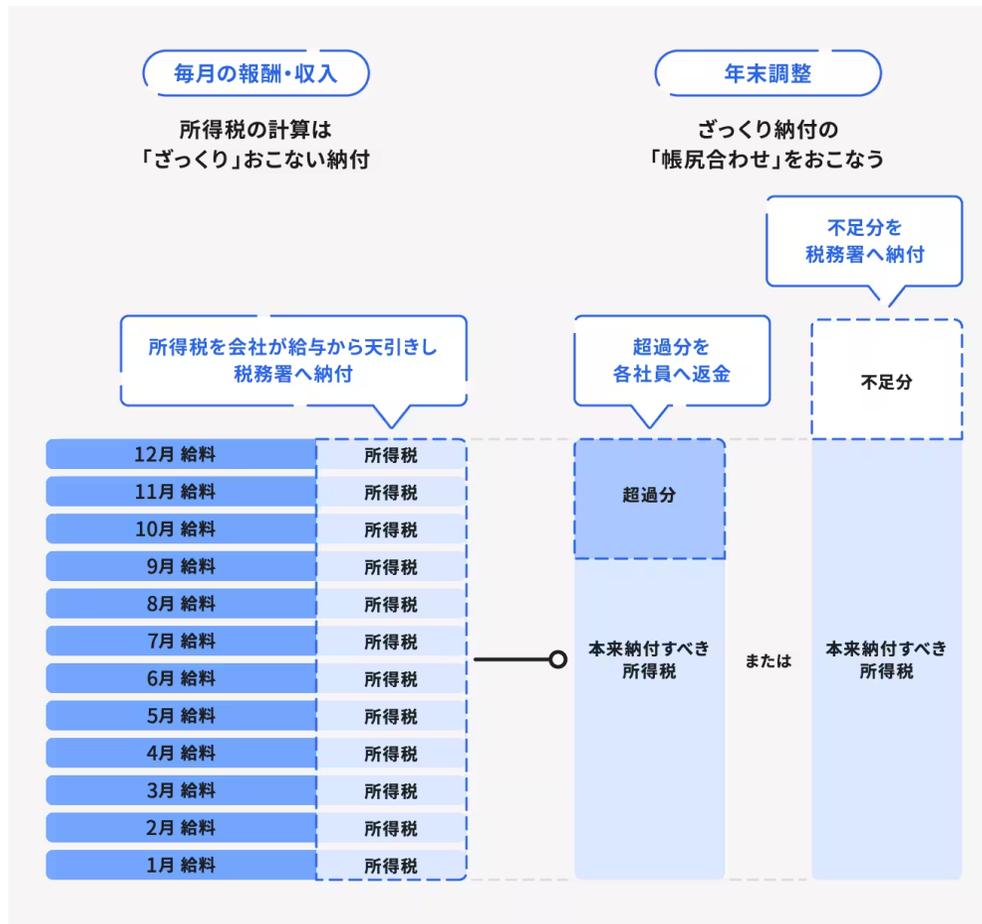
派遣で働く看護師やアルバイト・パートなどの給与所得者は「源泉徴収」というかたちで、毎月の給与やボーナスから所得税が天引きされ、**会社が個人に代わって申告・納税**をします。しかし、この段階での所得税額は概算のため、どうしても過不足が出てきてしまいます。毎月概算で徴収した所得税額と、算出された正しい所得税額を照らし合わせ、過不足分を従業員に還付または追加徴収する手続きのことを年末調整といいます。

確定申告とは？

確定申告とは、**1月1日から12月31日の1年間の所得を翌年2月16日から3月15日までの間に税務署に申告**し、所得税の納税額を確定・納めるまでの一連の手続きを指します。源泉徴収や予定納税などが実際に納めなければいけない納税額より多ければ還付を受けられ、課税対象の収入があれば、それに応じた所得税を納税します。主に個人事業主やフリーランスを含む自営業の人など、給与所得以外の所得がある場合は個人で確定申告をしなければなりません。なお、個人事業主などが得る雑所得や事業所得とは、収入から必要経費を差し引いた金額のことです。

2. 年末調整の流れ

毎月の給与から控除されている所得税と年末調整後の所得税に差額がでるのはなぜでしょうか。ここではその仕組みを簡単に解説していきます。



毎月の給与から控除される所得税は概算で計算された所得をもとに課税されているから、年末調整で最終的な所得税額がきまるのね。



3. 派遣で働いていても確定申告が必要なの？

派遣で働く場合、基本的には派遣会社が年末調整（2頁参照）を行ってくれるので、自分で確定申告をする必要はありません。

しかし、以下のケースの場合は派遣で働いていても確定申告が必要になるため注意が必要です。

派遣で働いていても確定申告が必要な3つのケース

① 年末調整時に派遣会社との雇用関係がない

年末調整が行われる12月時点で派遣元と雇用関係がない場合は、年末調整ができません。自分で確定申告を行いましょう。また12月時点で雇用契約があったとしても、雇用契約のタイミングによっては年末調整の対象から外れてしまうこともあります。派遣会社ごとに規定があるため、事前に確認しておきましょう。

② 副業などでの収入が20万円を超える

副業なやアルバイトなどでの収入が20万円を超える場合は確定申告の必要があります。尚、配当所得や不動産所得などの収入が20万円を超える場合も同様です。

③ 医療費控除や住宅ローンがある

医療費控除や最初の年の住宅ローン控除は年末調整で申請できませんので確定申告が必要です。ただし、2年目以降の住宅ローン控除は年末調整が可能です。



派遣元との雇用契約内容は常に確認しておきましょう。また副業をされている方も要注意ですね！

3. 確定申告のスケジュール

確定申告は所得税法により「翌年の2月16日から3月15日までの間に確定申告すること」が定められています。尚、3月15日が土日祝日の場合は次の平日にまで期日が延長されます。したがって、2023年度分の確定申告は下記日程となります。尚、確定申告の計算をした結果、還付金が出る場合は、「法定申告期限から5年間」は申告できます。

2023年度分の確定申告期間：**2024年（令和6年）2月16日（金）から2024年3月15日（金）**

確定申告の事前準備

①源泉徴収票

給与所得のあるすべての会社の源泉徴収票を準備しましょう。派遣だけでなく副業やアルバイトで20万円を超える場合も同様に源泉徴収票が必要です。ない場合には勤務先に発行の依頼をしますが、倒産などの事情により源泉徴収票の発行が難しい場合は給与明細などを計算して確定申告書を作り、「[源泉徴収票不交付の届出書](#)」という書面を提出してください。

②マイナンバーカードのコピー

マイナンバーカードのコピーだけでなく、マイナンバーカードの番号確認書類と本人確認書類のコピーでもOK。扶養している親族がいれば、そのマイナンバーも必要です。

③控除に関する必要書類

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、医療費の明細書、保険料控除に関する証明書など

引用元：[国税庁『所得税の確定申告』](#)

5. 確定申告の流れ

国税庁HPに[確定申告のページ](#)がありますので、詳細を調べる場合は国税庁の公式サイトで確認しましょう。

確定申告の流れ

①確定申告書の作成

国税庁ホームページで公開されている「[確定申告書等作成コーナー](#)」を利用するのが便利です。こちらではスマートフォン、タブレット、パソコンなどで作成できます。

尚、確定申告会場ではスマホを利用した確定申告の指導を受けることができますが、「入場整理券」が必要です。相談はチャットボットや電話でも可能ですので、うまく活用しましょう。

②確定申告書を税務署に提出する

作成した申告書等は、次のいずれかの方法で送付します。

- (1) [e-Tax](#)で申告する
- (2) 税務署に郵送する
- (3) 税務署に持参する